

北海道国民健康保険運営協議会運営要綱

(設置)

第1条 この要綱は、北海道国民健康保険条例（北海道条例第57条。以下「条例」という。）第2条、第3条及び北海道国民健康保険条例施行規則（北海道規則第71号。以下「施行規則という。」第2条の規定に基づき、北海道国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長職務)

第2条 会長は、協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

(会議)

第3条 施行規則第2条で定める事項、かつ、条例第3条各号に掲げる委員のうち各1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員欠席の取扱い)

第4条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

ただし、会長が必要と認めた場合には、この限りでない。

2 委員が協議会に出席できない場合は、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べることができる。

(会議録)

第5条 会長は、協議会の議事につき会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、会長及び会議において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

(書面による議事)

第6条 会長は、やむを得ない理由により協議会の会議をできない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康安全局国保医療課において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。